

助け合い 生きる安心 社会保険

社|会|保|険 しまね

平成30年 1月号

No.813

Index

P2. 新年のご挨拶

日本年金機構からのお知らせ

P3. 日本年金機構からのお知らせ

島根県社会保険協会からのお知らせ

P4. 協会けんぽ島根支部からのお知らせ



SL「やまぐち」号(島根県鹿足郡津和野町)

1979年の復活以降、多くのSLファンに愛される「やまぐち」号。正月には臨時列車 SL「津和野稻成」号が運行されます。

迎春

年頭にあたり新年のご挨拶を申し上げます



皆様方には、お健やかに新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

旧年中は、社会保険協会事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本年も、役員一同決意も新たに各種事業の推進に努める所存でございます。皆様方のなお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。皆様方のご健勝とご繁栄を心からお祈り申し上げます。



一般財団法人

島根県社会保険協会

会長 山坂 良平

(島根県社会保険委員会連合会会長)
(松江社会保険委員会会長)

出雲支部長 瀬島 徹

(出雲社会保険委員会会長)

浜田支部長 沖田 幸雄

(浜田社会保険委員会会長)

謹んで新年のお慶びを申し上げます

日頃から、健康保険・厚生年金保険事業へのご理解並びにご協力を賜り誠にありがとうございます。

本年も、健康保険・厚生年金保険事業を運営する組織として、使命感と責任感を持ち、適正な業務執行により、皆様のご期待に添える健康保険・厚生年金保険事業の運営に取り組んで参りますので、よろしくお願いいたします。

全国健康保険協会島根支部

支部長 大塚 正明

日本年金機構

松江年金事務所

所長 小宮 博幸

出雲年金事務所

所長 柳楽 克具

浜田年金事務所

所長 横内 弘美

日本年金機構からのお知らせ

新任事務担当者説明会のご案内

次の方を対象に、健康保険・厚生年金保険に関する事務手続きの説明会を開催します。

対象者

- 1 新任担当の方
- 2 新規加入事業所の方
- 3 その他、受講を希望される方

出席を希望される方は、事前に年金事務所へ電話にてご連絡ください。

地区	開催日	時間	会場
松江	2月15日(木)	13:00~16:00	くにびきメッセ(601大会議室)*
出雲	2月8日(木)		出雲市民会館(302研修室)
浜田	2月2日(金)		浜田年金事務所会議室

*駐車料金が必要な場合は、各自でご負担いただきますようお願いいたします。

平成29年分公的年金等の源泉徴収票を発送しています。

日本年金機構からお支払いする老齢厚生年金等を受け取られている方へ、「平成29年分公的年金等の源泉徴収票」を平成30年1月12日から順次発送しています。年金を受け取られている従業員の方にお知らせください。なお、遺族年金及び障害年金は非課税ですので送付しておりません。

源泉徴収票は税金の確定申告に必要になりますので、大切に保管しておく必要があります。

「賞与支払届」の提出はお済みですか？

被保険者に賞与を支払った場合は、支払った日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要です。また、事前登録された賞与支払予定月に賞与の支払いが無かった場合でも、「賞与支払届総括表」を提出いただき、支払いが無かったことをお届けいただく必要があります。


※総括表の④支給・不支給の欄の「不支給1」に○を付けて提出してください。

お問い合わせ先

■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540
■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045

(一般財団法人)島根県社会保険協会からのお知らせ

 ホームページもご覧ください

松江・出雲・浜田の各社会保険委員会からお知らせ

健康保険委員、年金委員、並びに事務担当者の方々を対象として開催した「平成29年度 社会保険委員等研修会」が終了しました

今年度も、松江(11月7日:くにびきメッセ)、出雲(11月9日:ニューウェルシティ出雲)、浜田(11月13日:浜田市総合福祉センター)の3会場で開催されました。各会場とも、研修Ⅰは『年金制度・事務手続きQ&A』と題して日本年金機構の講師による研修が行われ、研修Ⅱでは全国健康保険協会島根支部の講師による『「ヘルス・マネジメント認定制度」の現状について』、続いて、各地区の認定事業所から「取組事例」の発表が行われました。

3会場併せて241名の方々が受講されました。業務等の都合で本年度は受講できなかった方々も、次年度は是非受講していただきますようお願いしております。



会員事業主の皆さまへ

会員事業主の皆さまの『所在地や名称等の変更』などがございましたら、お手数ですが、右記様式にて当協会へご連絡をお願いいたします。また、ホームページ「お知らせ」等からも変更届をダウンロードできます。

会員事業所変更届

送付先 FAX番号 ▶ 0852-27-5068 (一財)島根県社会保険協会

変更前	事業所記号	—	記入例 01-いろは、松-いろは、01-ABC
	事業所名		
	所在地	〒 —	
	電話番号		

▼ 変更事項のみ記入してください (廃業を含む)

変更後	事業所記号	—	記入例 01-いろは、松-いろは、01-ABC
	事業所名		
	所在地	〒 —	
	電話番号		

保険証をなくしたとき

—再交付の申請をすることにより新しい保険証を交付します—

保険証や高齢受給者証^(注1)をなくしたときや、印字が見にくくなったときは、再交付申請により、新しい保険証を交付します。



保険証等の再交付手続きのながれ 所要日数:約1週間

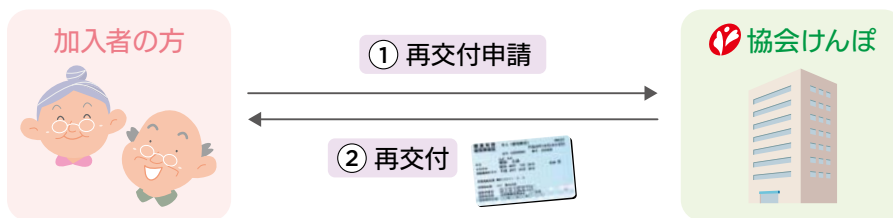
1 事業所へお勤めの方とそこご家族の方

お勤め先を通じて「健康保険被保険者証再交付申請書」・「健康保険高齢受給者証再交付申請書」^(注2)を、協会けんぽ島根支部へ提出してください。再交付した保険証等は、お勤め先にお送りします。



2 任意継続^(注3)でご加入の方とそこご家族の方

加入者の方から協会けんぽ島根支部へ直接、「健康保険被保険者証再交付申請書」・「健康保険高齢受給者証再交付申請書」をご提出ください。その後、協会けんぽから加入者の方へ保険証等を郵送いたします。



(注1)70歳から75歳(後期高齢者医療制度に移行する)までの間、交付される紙の保険証。所得の状況などにより1割から3割の自己負担割合を表示。受診時は、保険証とあわせて提示が必要。
 (注2)再交付申請書は、協会けんぽホームページより印刷できます。
 (注3)退職等により、事業所での健康保険を資格喪失したのに、本人の希望により健康保険を継続する制度。

保険証等の再交付を受けた後に失くした保険証等が見つかった場合は、交付年月日の古い方の保険証等を協会けんぽ島根支部へ返却してください。

協会けんぽ島根支部ホームページ

手続きに関するお問い合わせ先 ■協会けんぽ島根支部 業務グループ TEL.0852-59-5144

お知らせ 協会けんぽ島根支部は平成30年1月9日より事務所を移転しました。
 新住所:〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階 ※電話番号・FAX番号に変更はありません。

社会保険に関する各種書類のダウンロードや、最新の情報はこちらから!

日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/shimane>

島根県社会保険協会 <http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

社会保険しまね

発行者/(一財)島根県社会保険協会
 文書提供/松江・出雲・浜田年金事務所、
 全国健康保険協会島根支部

2018.1.15発行

通巻813号

※今回の発行については平成30年3月を予定しています。